



在宅医療を受ける子どものトータルケア

保育所・幼稚園における医療的ケアの 実際と課題

下川 和洋

1 はじめに

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、医療的ケア児支援法）は、2021年6月11日に国会成立、同年6月18日に公布、9月18日に施行した。「医療的ケア児」とは、同法第2条2項において「日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」とされている。また、「医療的ケア」は、同法第2条1項で「この法律において『医療的ケア』とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」としている。なお、医療的ケア児支援法の審議に際し、衆参厚生労働委員会が行った附帯決議には「本法の定義規定において、『医療的ケア』とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされたことに伴い、『医療的ケア』に係る『医療行為』の範囲が変更されたかのような誤解を招くことがないよう、適切に周知を行うこと」とあるように「医療的ケア児」「医療的ケア」は、一般化された定義ではなく、医療的ケア児支援法内における定義であることを理解する必要がある。事実、文部科学省（2023）「令和4年度学校における医療的ケアに関する実態調査結果（概要）」では、学校で実施されている医療的ケアの項目として、喀痰吸引、人工呼吸器、経管栄養の他に、吸入・ネブライザー、中心静脈薬

養、導尿、人工肛門の管理、在宅酸素療法、排痰補助装置の使用、血糖値測定・インスリン注射なども対象にしている。

本稿では、保育所・幼稚園に在籍する医療的ケア児が必要な子どもの現状と課題について、支援制度と筆者の経験を踏まえて報告する。

2 児童福祉法の改正と障害児福祉計画

児童福祉法の一部改正（2016年6月3日施行）（以下、改正児童福祉法）では、第56条の6第2項「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」が追加され、「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」を「医療的ケア児」と表現するようになった。法の施行日には「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」の通知が内閣府・厚生労働省・文部科学省の各局長連名で発出された。

改正児童福祉法によって「障害児福祉計画」の策定が義務化された。「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の策定に向けて厚生労働省（2017）は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を発出

し、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする」とした。

厚生労働省（2020）「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする」とした。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターなどの配置人数について、医療的ケア児のニーズを勘案して利用児童数及び量の見込みについて設定することを「障害児福祉計画」作成に求めた。

3 医療的ケア児の保育所・幼稚園の利用

(1) 厚生労働省「医療的ケア児保育支援事業」

改正児童福祉法により厚生労働省は、2017年度から医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に認定特定行為業務従事者である保育士又は看護師等配置の費用の2分の1を国が補助する「医療的ケア児保育支援モデル事業」を開始した。2018年度からは、障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児について、保育所や放課後児童クラブとの併行通園等を行う「医療的ケア児支援促進モデル事業」を開始した。

保育士養成についても、医療的ケア児の理解と援助が盛り込まれるようになった。厚生労働省が保育士不足改善や現場のリーダーの育成を中心とした職員の資質向上と処遇改善を目的とした「保育士等キャリアアップ研修」（2017年4月1日）

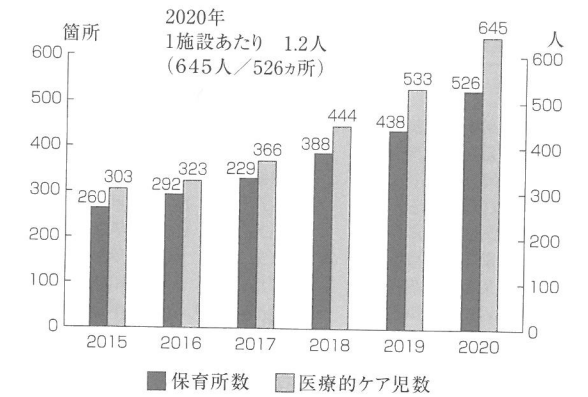


図1 医療的ケア児の受け入れ状況の推移

厚生労働省子ども家庭局保育課（2022）より作成。

のガイドラインでは、「障害児保育」分野「障害の理解」の具体的な研修内容の例として「医療的ケア児の理解」が示された。さらに、2019年4月1日施行「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」の一部改正によって保育士養成課程の中に「重症心身障害児、医療的ケア児の理解と援助」が追加された。

2017年度開始の「医療的ケア児保育支援モデル事業」は、2021年度から一般事業化して「医療的ケア児保育支援事業」となった。このように保育士の養成とキャリア形成という人材育成の面と、認定特定行為業務従事者である保育士または看護師等配置という人的環境整備の面で国からの支援が進んできている。

(2) 保育所における医療的ケア児の受け入れ

厚生労働省「医療的ケア児保育支援事業実施要綱」では、事業を実施する都道府県等に対して、医療的ケア児の保育所受入れを可能とする体制を整備することを目指す目的で「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」の作成を求めている。内容は、①保育所等の利用を希望する2号・3号認定児童の医療的ケア児数、②医療的ケア児の受け入れを行う保育所等に関する取組、③医療的ケア児の受け入れに関する都道府県等の取組の3項目についての計画と実績、①と②に関しては、3年間の見込み数と実績で構成されている。